

地域計画

策定年月日	令和7年3月28日
更新年月日	()
目標年度	令和16年度
市町村名 (市町村コード)	洲本市 (28205)
地域名 (地域内農業集落名)	ニツ石 (ニツ石)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	32.1 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	28.1 ha
② 田の面積	31.6 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	0.45 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	0 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	0.9 ha
(参考)区域内における〇才以上の農業者の農地面積の合計	ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	ha

(備考)

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

当地域においては、水稻を中心とした露地野菜による経営を営む農家が多く、 果樹栽培も行われている 。また、畜産農家もいることから耕畜連携が行なわれている。地域内の農地については、ほ場整備がほぼ完了しており優良農地においては放棄田の発生はない。しかし、山手に近いところでは、鳥獣被害や法面が多く草刈りに労力を取られることから放棄田が発生しており、今後も増加することが懸念される。さらに、担い手が、高齢化も進んでいるため機械導入による草刈りや農作業の省力化が求められる。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

今後も担い手による水稻を中心とした農業経営は継続していく。山手に近いほ場では、獣害対策をしっかりと行い草刈りは機械化することで農地の維持を図っていく。ため池の堤の草刈りや水路掃除において地域全体で取り組んでいく。担い手への集約を進めていくと同時にさらなる機械化と労力軽減を進めていく。新規就農者に対して地域内の先輩農家などと地区一体となり技術支援を行なっていく。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1)農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針
地域内の担い手にも一定数、規模拡大を考えている農家がいることから、離農や規模縮小する農家に対して、まずは地域内の担い手に貸し付けを優先的に行なうよう周知を図る。一方で、山際など耕作不便な農地については、飼料作物への移行を進めていく。
(2)担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標
現状の集積率 36.1 % 将来の目標とする集積率 38.4 %
(3)農用地の集団化(集約化)に関する目標
担い手が多いため、農用地の集団化は難しいが、離農する農家がいた場合は、規模拡大を考えている農家に貸し付けを行い、少しづつ集団化を進めていく。

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組

地域計画を毎年見直しを行なう上で、農地を手放す農家が居た場合は、規模拡大を考えている農家に農地中間管理機構を通じて貸し付けを行い、集団化を進めていく旨、周知していく地域のルールとしていく。

(2)農地中間管理機構の活用方法

利用権設定されている農地の期間満了後に農地中間管理機構に付け替える。また、地域計画策定後は新規で農地の貸し借りを行なう場合については、農地中間管理機構を活用することとする。

(3)基盤整備事業への取組

地域内の農地についてはほぼ、基盤整備が完了している。

(4)多様な経営体の確保・育成の取組

当地域では、専業農家と兼業農家どちらもあり、今後も地域の農地については、地域で守っていくことを基本とする。後継者のいる農家において、円滑な経営継承が出来るように、また、新規就農者へは、地区の決まり事や技術支援を地域一体となって取り組んでいく。

(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組

特になし。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畠地化・輸出等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組内容】

- ① 地域全体に侵入防止柵を設置する。それと同時に害獣の潜伏場所をなくす為に、畦や山際の草や雑木を除去する。定期的に、見回りを行ない柵の状態や侵入状況を地域全体で共有する。
- ②⑨ 耕畜連携を地区内で推進し、畜産農家から生産される堆肥を活用して減肥料の取り組みを進める。
- ⑤ 果樹栽培を推進するとともに、高収益品種の導入や6次化なども検討する。
- ⑦ 畦の草刈りや水路掃除、ため池の管理など地元住民が少なくなってくる中で、地域の取決を共有する必要がある。また、機械の導入や更新ができるだけ省力化を進めてゆく。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和 16 年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
認農		水稻、飼料作物	1.41 ha	ha	水稻、飼料作物	1.41 ha	ha	青色	
認農		水稻、自己保全	7.37 ha	ha	水稻、自己保全	7.37 ha	ha	黄色	
認農		野菜	1.17 ha	ha	野菜	1.91 ha	ha	ピンク	
認就		野菜	0.76 ha	ha	野菜	0.76 ha	ha	オレンジ	
認農		飼料作物	0.89 ha	ha	飼料作物	0.89 ha	ha	水色	
利用者		水稻、野菜、飼料作物、果樹	1.13 ha	ha	水稻、野菜、飼料作物、果樹	1.29 ha	ha	薄紫色	
利用者	その他耕作者(31名)	水稻、野菜	19.33 ha	ha	水稻、野菜	18.43 ha	ha	グレー	
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
計	7経営体		32.1 ha	0 ha		32.1 ha	0 ha		

注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する
集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は
「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積
を記載してください。

3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。

4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、
経営面積に含めてください。

5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努め
てください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)	うち計画同意者数(人・%)
-------------	---------------

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。